

法定外一般会計繰入金について ~ 全体の課題 ~

運営方針（第3期）

本県においては、令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金を含めた法定外一般会計繰入金全体を解消することとしている。

＜考え方＞

- ・国保財政を安定的に運営するためには、国保特別会計の収支を均衡させることが必要。
- ・県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外一般会計繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村の被保険者と受ける被保険者サービスの水準に差が生じる。
→ 国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、決算補填等以外の目的も含め、全市町村で実施しない。

課題

- ・決算補填等以外の目的と区分している項目であって、準統一以降も引き続き一般会計からの繰入れを行う必要がある項目がないか検証が必要。
(決算補填等以外の目的も含めて法定外一般会計繰入金を解消した場合に、制度上、市町村の歳入欠陥が生じる項目がないか)

検証の必要がある項目

- (1) 第三者行為求償や不当利得・不正利得・一部負担金の徴収猶予が生じた場合で、かつ調定年度に債権回収ができない場合
→ 県に対して普通交付金の返還が必要となるが、一般会計からの繰入れができなくなると、市町村における歳入が不足することになり、返還に支障が出ることが想定される。
- (2) 「事務費繰入金」「財政安定化支援事業繰入金」について
→ 上記2つについては、国の通知により一般会計から国保特別会計に繰り出す対象となっており、地方交付税が措置されることになっているが、法令で定められた繰入金ではないことから、法定外一般会計繰入金に分類されるのではないか。

保険税水準の統一について

法定外一般会計繰入金について ~ 第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源 ~

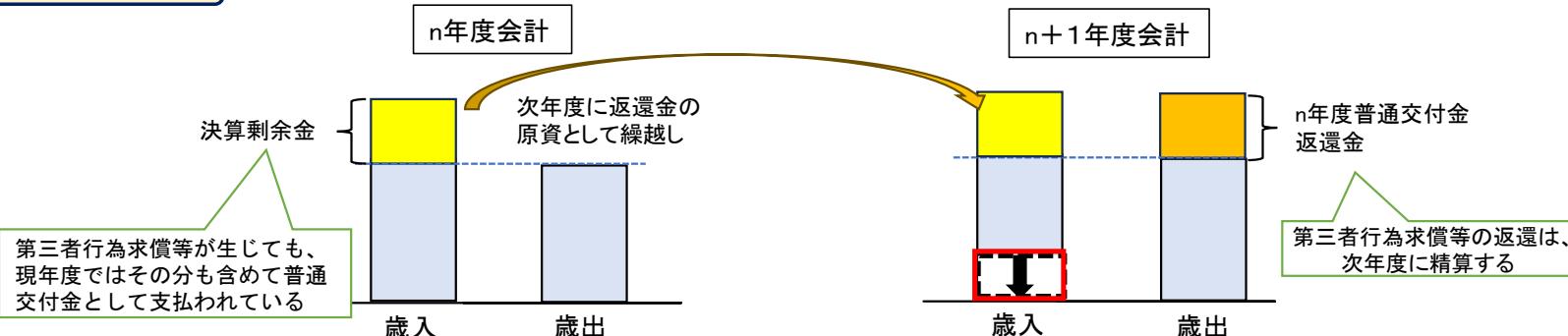
1. 懸念点

- 第三者行為求償や不当利得・不正利得・一部負担金の徴収猶予等が生じ、かつ調定年度に債権回収ができない場合、一般会計からの繰入れができないことになると、市町村における歳入が不足することになり、普通交付金の返還に支障が出ることが想定される。

＜債権回収が困難なもの例＞

- ・医療法人等が破産した場合
- ・債務者や被保険者が居所不明となった場合
- ・被保険者が破産した場合

イメージ図（赤枠部分）



2. 現状

- 全市町村に対して第三者行為求償や不当利得・不正利得・一部負担金の徴収猶予等が生じ、かつ調定年度に債権回収ができない場合における普通交付金の返還に当たっての運用方法について文書照会を行った。
⇒ 第三者行為求償等が生じた場合、法定外繰入れに頼らず繰越金や市町村基金を普通交付金の返還財源としている市町村が多数を占めていたが、法定外繰入れを行うことで普通交付金の返還を行っている市町村も確認されたため、R9年度以降の措置方法を検討する必要がある。

保険税水準の統一について

法定外一般会計繰入金について ~ 第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源 ~

3-1. 案1 (市町村において、県の財政安定化基金からの借入れを行う)

法令

<国民健康保険法（第八十一条の二）>

- 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。
- 一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めることにより、基金事業対象保険料収納額（*1）が基金事業対象保険料必要額（*2）に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業
 - *1 市町村が当該年度中に収納した保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額、都道府県からの借入金の償還に要した費用の額その他の政令で定める費用の額に充てたものとして政令で定めるところにより算定した額
 - *2 市町村が当該年度中に収納することが必要な保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、財政安定化基金借入金の償還に要する費用の額その他の政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

<地方税法（第七百三条の四）>

- 国民健康保険を行う市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課すことができる。
- 一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
 - 二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用
 - 三 その他国民健康保険事業に要する費用

<基金貸付事業の考え方>

- ・ 国民健康保険法によると、市町村が県の財政安定化基金からの借入れを行うためには、市町村の保険税収納率が悪化したこと等により、保険税が不足している必要があると考えられる。

<普通交付金の返還財源のあり方>

- ・ 一方で、第三者行為求償等が発生した場合に生じる普通交付金の返還（市町村→県）財源は、保険会社や被用者保険等から補填されるものであって、保険税を財源とすることは好ましくない。

また、地方税法においても、被保険者に対して保険税を課すことができる納付金等に要する費用に充てる場合に限られていることから、県に対する普通交付金の返還財源を保険税によって徴収することは適切ではないと考えられる。

第三者行為求償等が発生した場合に生じる普通交付金の返還財源は保険税ではなく、保険会社や被用者保険等から補填される額であるべきと考える。

⇒ 基金貸付の要件は「保険税が不足している」ことであることから、基金事業貸付金の対象として、普通交付金の返還財源は馴染まない。

保険税水準の統一について

法定外一般会計繰入金について ~ 第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源 ~

3-2. 案2 (財源を納付金として市町村から納付してもらい、普通交付金として措置する方法)

法令等

<国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（第六条）>

2 都道府県は、条例で定めるところにより、毎年度、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じ、前項の普通交付金を交付するものとする。

<国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン（P14）>

2.普通交付金（3）保険給付費等交付金の対象とする保険給付

ア) 納付の内容

○ ただし、～（略）～都道府県で保険料水準を統一するにあたっては、出産育児一時金や葬祭諸費、保険事業費等についても、保険給付費等交付金の対象とすることを可能としており、～（略）～保険給付費等交付金の対象に含めて交付を行うことができる。

- ・ 政令によると、普通交付金として交付するものを限定列挙しており、「その他～国民健康保険事業に要する費用」に該当するかが論点となる。
- ・ 普通交付金は市町村が保険給付に要した費用について交付するものであり、ガイドラインにおいても、出産育児一時金などについても普通交付金の対象となり得るとしているが、普通交付金の返還財源を普通交付金の対象とすることは想定しておらず、制度趣旨に沿うものではないと考えられる。
- ・ また、普通交付金として措置する場合、財源を納付金として納付してもらうことになるため、市町村間の不平等に繋がることも考えらえる。
- ・ さらに、（少し種類は違うが）国への地方分権改革に関する提案募集において、未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にするよう提案している。これは、市町村が徴収できなかった場合に市町村の財政負担となることから国に対して是正を求めているものであり、県が財政負担をすることを想定するものではない。



以上より、財源を納付金として市町村から納付してもらい、普通交付金として措置する取扱いとはしない。

保険税水準の統一について

法定外一般会計繰入金について ~ 第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源 ~

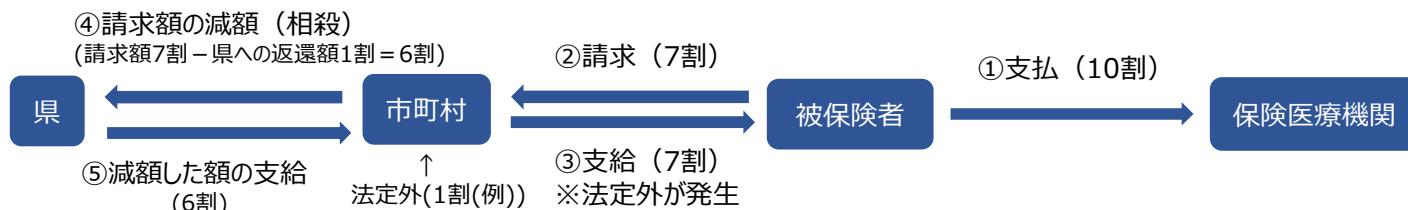
3-3. 案3 (普通交付金 (現金分) と毎月相殺し、残額を交付する方法)

«現行»

○ 普通交付金 (現金分) の流れ (償還払いの場合)



«相殺する場合»



- 普通交付金は市町村が保険給付に要した費用について交付するものであり、ガイドラインにおいても、出産育児一時金などについても普通交付金の対象となり得るとしているが、普通交付金の返還財源を普通交付金の対象とすることは想定しておらず、制度趣旨には沿うものではないと考えられる。(案2と同様)
- 仮に相殺ができた場合であっても、市町村において、被保険者に対して交付するための金額が不足することになる(法定外繰入れが発生)。
- 普通交付金として措置する場合、納付金算定に加える必要があるが、翌年度の第三者行為求償等の見込額を算出することは困難だと考えられる。

以上より、普通交付金 (現金分) と毎月相殺し、残額を交付する取扱いとはしない。

保険税水準の統一について

法定外一般会計繰入金について ~ 第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源 ~

3 – 4. 案4（市町村における基金や決算剰余金を活用する。）

現状

- ・第三者行為求償等が生じた場合、多くの市町村が基金や決算剰余金を活用している状況である。
- ・市町村によっては基金を多く持つており、令和9年度以降の活用方法に苦慮していると聞いている。
- ・当該年度の決算剰余金がどの程度の規模感になるかは不明。
- ・基金の保有状況は市町村によって異なり、保有していない市町村もある。

4. 県としての対応案

原則として市町村における基金や決算剰余金を活用することとする。

ただし、基金が不足している、活用できる決算剰余金が発生しないなどの状況が発生した場合には、県と協議の上、一般会計から繰入れを行うこととする。

なお、翌年度以降に決算剰余金が生じた場合は、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を一般会計に繰り出すことが望ましいと考える。

(理由)

- ・案1から案3のどの方法においても対応することができない。現状でも多くの市町村が基金や決算剰余金を活用している。
- ・一方で、基金の保有状況は市町村によって異なるものであり、決算剰余金は発生するかどうか不明瞭なものである。
- ・また、第三者行為求償等は、予見することができず突発的に生じるものであり、市町村に帰責性のないものと考えられる。
- ・そのため、例外的な措置として、県と事前協議を行う必要があると考える。
- ・県と協議した結果、繰入れを行うことになった場合は、翌年度以降に決算剰余金が生じた場合の立て替えをした形となることから、実際に決算剰余金が生じた場合には一般会計に繰り出す必要があると考えるため。

→ 協議の方法や第三者行為求償等における繰入れの把握方法、中間見直しにおける記載内容等は今後検討する。

保険税水準の統一について

法定外一般会計繰入金について ~ 事務費繰入金等について ~

1. 懸念点

- 市町村一般会計から市町村国保特別会計に対する繰入れについては、国民健康保険法をはじめとした法令により規定されている。
(例: 低所得者軽減 → 国民健康保険法第72条の3、未就学児軽減 → 国民健康保険法第72条の3の2など)
- しかし、「事務費繰入金」、「財政安定化支援事業繰入金」については、地方交付税による所要の措置を講ずる旨が総務省から通知されているところであるが、法令上、繰入れを行わなければならない旨の記載はない。
- 上記2つの繰入金の取扱いについては、厚労省に問い合わせているところだが、現時点では回答は得られていない。
→ 法定外繰入れが発生する要因となり、運営方針(第3期)の中間見直しにも影響するため、R9年度以降の取扱いについて検討が必要である。
※ 出産育児一時金繰入金については、出産育児交付金が令和8年度から全面的に導入されることに伴い、廃止となる旨が国から通知されている。

現在の取扱い

- 「令和7年度の国民健康保険繰出金について(令和7年5月21日付け総務省事務連絡)」(1ページ~4ページ)
→ 当該項目における繰出しに要する経費については、「地方交付税措置により所要の措置を講ずる予定」と記載がある。
- 「都道府県及び市町村における令和7年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項について(令和7年12月26日付け厚労省通知)」(別紙22ページ)
(工) 事務費について国保特会で経理する場合は、当該経費相当分を一般会計からの繰入金として計上されたい。
(カ) 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、~(略)~一般会計からの繰入金として計上されたい。

2. 県としての対応案

以下の理由を踏まえ、一般会計からの繰入れを認める。今後は第三者行為求償等と同様、繰入れの把握方法や中間見直しにおける記載内容を検討する。
(理由)

- 国からの通知により、上記2つの繰入金については、これまで市町村の国保特会において歳入として当然に計上されているものと認識されているため。
- 市町村一般会計から市町村国保特別会計に対する繰入れについては、地方交付税による所要の措置が講じられることから、一般会計からの繰入れを認めても財政上の問題は発生しないと考えられるため。
- 事務費繰入金は、元々国の負担金であったが、取扱いが変わったことにより一般財源化され地方交付税措置となった経緯があり、法定繰入れに準じたものとして取扱うことに疑義は生じないと考えられるため。(財政安定化支援事業は平成4年度に創設されて以降、今まで地方財政措置が存続している。)